

鶴岡まちなか観光推進協議会 みゆき通り賑わいづくり【実証実験】
出店募集要項

1 募集概要

(1) イベント名

「みゆき通り 食のまちかどスクエア」

(2) 募集趣旨

従来は「通り過ぎるだけ」になりがちだったみゆき通りエリアに飲食・立寄りスポットを設置し、日常的な人流の測定、および同エリアの価値や魅力を可視化するための実証実験を行います。実験結果をもとに、鶴岡まちなか観光推進協議会で調査研究し、鶴岡市へのまちなか空間整備等に向けた意見提案を行う予定です。まちなかの新しい日常を共に創ってくださる出店者を募集します。

(3) 開催日時

令和8年10月1日（木）～3日（土）11時00分～14時00分

令和8年10月8日（木）～10日（土）11時00分～14時00分

令和8年10月22日（木）～24日（土）11時00分～14時00分

(4) 開催場所

みゆき通り（三雪橋～銀座通り交差点）

2 出展内容

出店者オリジナルフード・ドリンクの販売（キッチンカー又はテント）

募 集 数 2店舗／日

出店場所 旧越屋跡地（鶴岡市本町一丁目／荘内銀行鶴岡営業部向かい）

3 出店条件

(1) 共通事項

○匂いの強いもの、大きな音の出るものは出店できません。

○開催時間中の途中出店・途中退店はできません。

○無断で出店を取りやめることはできません。取りやめる場合は、速やかに事務局にご連絡ください。

○出店に必要な一切の用具等は、出店者でご用意ください。

○出店者が当該出店場所で販売・提供した商品及びサービスに関する苦情・トラブル等について

ては、出店者の責任で解決してください。また、来店者に対し、怪我を負わせるなどの事故や食中毒が発生した場合、事務局では一切責任を負いかねます。

- イベント開催中または終了後に出店者が販売・提供した商品及びサービスに関する苦情等の連絡を受けた時は、当該出店者の連絡先を、商品及びサービスに関する責任者として相手方に提供することがあります。
- 出店に関して、事務局、警察、保健所又は消防署から指示があった場合はこれに従ってください。
- 申込及び出店に必要な経費は、出店者の負担とします。
- 食品衛生法その他関係法令を遵守してください。
- 出店に必要な安全対策・衛生管理を行ってください。
- 搬入・撤収に関する規定、時間を守ってください。

(2) 出店者オリジナルフード・ドリンクの販売（キッチンカー）

○出店料

なし

○応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限ります。

- ・鶴岡市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証（移動販売車）を有すること。
- ・出店期間において営業許可証の期限が有効であること。

○出店の許可条件

出店にあたり、次の事項について遵守してください。

- ・「露店等の解説届出書」は事務局が作成し消防署に提出します。その他必要な届出及び消化器具の設置は、各出店者で行ってください。
- ・各出店者は、出店当日、自身のキッチンカー近くにゴミ箱を設置し、自店の販売物以外が投棄されていても持ち帰り、適正に処分してください。
- ・電気、調理用水及び排水タンクなど、販売に必要な設備は全て出店者でご用意ください。
- ・出店に係る権利は、他人に譲渡することはできません。
- ・出店スペースを第三者に使用させることはできません。
- ・営業中はキッチンカーのエンジンを停止してください。
- ・キッチンカーから離れた場所で、のぼりやイーゼルなどを立てる場合は、事前に事務局の許可を得てください。
- ・出店場所は、事務局が指定する場所（屋外）です。
- ・販売品目は、食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物（アルコール不可）とします。

(3) 出店者オリジナルフード・ドリンクの販売（テント）

○区画の大きさ

3m×3m 程度

○出店料

なし

○応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限ります。

- ・鶴岡市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証（臨時・露店）を有すること。
- ・店舗内の調理で梱包して販売する場合は店舗営業許可を取得していること

○出店の許可条件

出店にあたり、次の事項について遵守してください。

- ・「露店等の解説届出書」は事務局が作成し消防署に提出します。その他必要な届出及び消化器具の設置は、各出店者で行ってください。
- ・テントは必要に応じて出店者でご準備ください。
- ・各出店者は、出店当日、自身のテント近くにゴミ箱を設置し、自店の販売物以外が投棄されていても持ち帰り、適正に処分してください。
- ・電気、調理用水及び排水タンクなど、販売に必要な設備は全て出店者でご用意ください。なお、裸火の使用は不可とします。
- ・出店に係る権利は、他人に譲渡することはできません。
- ・出店スペースを第三者に使用させることはできません。
- ・テントから離れた場所で、のぼりやイーゼルなどを立てる場合は、事前に事務局の許可を得てください。
- ・出店場所は、事務局が指定する場所（屋外）です。
- ・販売品目は、食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物（アルコール不可）とします。

4 連絡事項

○出店者の受付・搬入は 10 時 00 分から可能です。搬入にあたって、一時的に車を路上駐車する場合は周囲の交通状況を見ながら、十分配慮した上で作業してください。

○開催時間中の途中出店・途中退店はできません。

○雨天決行ですが、台風や暴風雨、災害、社会事情などやむを得ない事情によりイベント開催を中止とする場合もあります。

○出店者本人が搬入・搬出、展示・販売、区画の設営・撤去を行ってください。

○事務局が出店場所で撮影する写真は、鶴岡市公式の印刷物やウェブサイト（SNS を含む）など、広報活動に使用する場合があることを承諾してください。

○敷地内禁煙です。敷地内に喫煙所はありません。

○出店区画の配置は、事務局において決定します。事前の指定はできません。

○出店者への連絡は、基本、申込時にご入力いただくメールアドレス（PDF データを受信できるもの）に送信します。

5 申込方法及び必要書類

出店希望者は、本募集要項に同意のうえ、下記のとおり申込みください。

(1) 申込方法

○専用申込フォーム

<https://forms.gle/eVodEKqiDgYVoGSu6>

○添付データ

・各種営業許可証の写し

※出店申込は、必ず現場責任者の氏名で申込みください。

※営業許可証等の氏名と出店申込者の名前が異なるときは受付できません。

(2) 申込期限

令和8年9月4日（金）12時00分

6 事務局

鶴岡まちなか観光推進協議会

担当：後藤

〒997-8585 山形県鶴岡市馬場町8番13号

TEL：0235-24-7711（8:45-17:30、平日のみ）

E-mail：f-goto@trcci.or.jp

以上